

船舶事故等調査報告書

平成23年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011横第105号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年6月26日（日） 11時35分ごろ	
発生場所	神奈川県平塚市相模川河口沖 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎港南防波堤灯台から真方位275° 2,900m 付近 (概位 北緯35° 18.7' 東経139° 22.1')	
事故等調査の経過	平成23年7月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ ニゴ丸、0.1トン 235-48354 神奈川、個人所有 B 水上オートバイ あづさⅡ、0.1トン 240-60649 神奈川、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長A 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定同乗者A B 船長B 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定同乗者B	
死傷者等	A 負傷 1人（同乗者A） B 負傷 2人（船長B、同乗者B）	
損傷	A 左舷船底に擦過傷 B 船首部凹損及び擦過傷	
事故等の経過	A船及びB船は、船長1人、同乗者1人がそれぞれ乗船し、平成23年6月26日11時20分ごろ、相模川上流約2.5kmのマリーナを出航したのち、A船が先行し、B船が追走して河口を航過した。 先行していたA船は、後続していたB船の乗船者が河口から南方200m付近で落水したため、引き返してB船の約20m手前で停船したところ、南南西方からの高さ約3mの波に乗って操船不能となり、B船の方へ流され、11時35分ごろ、A船の左舷船首船底がB船の右舷船首に乗り揚げるように衝突し、両船の乗船者全員が落水した。 同乗者Aは脚部打撲、船長Bは頭部裂傷、同乗者Bは顎部骨折の傷害を負った。 A船及びB船の乗船者全員は、自力で船上にはい上がり、マリーナに帰航した。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：波高 約3m、潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	A船及びB船の全員が、救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A なし B なし A なし B なし A あり B なし A船及びB船は、相模川河口の南方沖を航行

	中、先行していたA船が、後続していたB船の乗船者が落水したので、引き返してB船に接近して停船したところ、後方からの波に乗って操船不能となったことから、両船が衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船及びB船が、相模川河口の南方沖を航行中、先行していたA船が、後続していたB船の乗船者が落水したので、B船に接近して停船したところ、後方からの波に乗って操船不能となったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。